

平成28年度保土ヶ谷公園物販・軽飲食店出店者募集要項

公益財団法人 神奈川県公園協会
理事長 池守典行

1. 目的

この要項は、公益財団法人神奈川県公園協会（以下「公園協会」という）が指定管理者として管理する神奈川県立保土ヶ谷公園内に設置されている物販及び軽飲食店舗等（以下「売店等」という）を運営し、公園利用者のサービスや利便性を向上させるため、その売店等の出店者を公募により選定するために必要な事項を定めたものです。

2. 募集要項の配布

下記により、募集要項及び参考資料等を配布します。

- (1) 配布期間：平成28年10月7日（金）から平成28年11月7日（金）まで
- (2) 配布方法：（公財）神奈川県公園協会のホームページ「花と緑の情報サイト」に掲載しますので、出力してご利用下さい。

URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/>

3. 募集方法

公募型プロポーザル方式により行います。

4. 募集単位

(1) 募集施設

公園名	施設名	選定者数	最低営業料率
保土ヶ谷公園	噴水広場売店及び硬式野球場内売店3 計2店舗	1者	3%

(2) 店舗のタイプの概要

施設名	概要
噴水広場売店	店舗奥に調理場があり、対面販売ができるカウンター及びガラスケースがある。
硬式野球場内売店	野球等大会開催日に営業ができ、給排水の設備はあるが、ガスの使用ができない。また、電圧は100Vのみの店舗。

5. 申請方法

(1) 応募申請について

申請にあたっては、別紙「募集に係る条件等」を熟読の上、以下の書類を次の期日までに提出して下さい。

公募に関する質問は、平成 28 年 10 月 31 日まで受付し、質問の回答については、平成 28 年 11 月 7 日までに(公財)神奈川県公園協会のホームページに掲載します。

また、質問の回答により後日辞退することもできます。

① 提出書類（ア～ウの書類を各 1 部）

ア. 応募申請及び応募に係る誓約書（別紙様式 1）

イ. 企画提案書（別紙様式 2）

ウ. 添付書類

- ・ 登記簿謄本（個人の場合は住民票）
- ・ 決算書等（法人にあつては、平成 27 年度の事業報告書、貸借対象表、損益計算書など経営実績がわかるもの。個人にあつては、平成 27 年度の所得税確定申告書の写し。）
- ・ 定款、寄付行為その他これらに準ずるもの（法人の場合のみ）
- ・ 法人にあつては当該法人の、個人にあつては当該個人の国税及び地方税の納税証明書（未納がないことを証明するもの）

② 申請期日：平成 28 年 10 月 7 日（金）～平成 28 年 11 月 14 日（月）までとします。

③ 申請方法及び提出先

次の提出先に持参又は郵送（当日消印有効）にて提出して下さい。

・ 提出先 〒231-0027 横浜市中区扇町三丁目 8 番地 8 関内ファーストビル 6 階
公益財団法人 神奈川県公園協会 公園課

・ 持参の場合の受付は午前 9 時～12 時、午後 1 時～午後 5 時に限ります。

(2) 申請書類に係る著作権

申請書類の著作権は、出店者選定に限り、公園協会は申請書類の内容を無償で使用できるものとします。

その著作権は、出店者に選定されたときから公園協会に帰属し、また選定されなかった申請書類の著作権は、申請者に帰属します。

(3) 質問及び回答

① 質問がある場合は、質問票（別紙様式 3）をファックスにて公園協会公園課宛に送信して下さい。また、内容によっては回答できない場合があります。

ア. ファックス番号：045-651-0932

イ. 質問受付期間：平成 28 年 10 月 7 日（金）～平成 28 年 10 月 31 日（月）

② 回答は、次の期日までに公園協会ホームページに掲載します。

ア. URL : <http://www.kanagawa-park.or.jp/>

イ. 回答期限 : 平成 28 年 11 月 7 日 (月)

(4) その他留意事項

- ① 申請書及び企画提案書等の提出後は、内容を変更、再提出、差替えは認めません。
- ② 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。
- ③ 申請に使用する言語は日本語、通貨は日本国通貨とします。
- ④ 提出された書類は返却しません。
- ⑤ 提出された書類は公園協会情報公開規程の対象となり、同規程に基づいて個人情報及び法人等情報など非開示とすべき箇所を除き、開示することがあります。

6. 申請に当たっての留意事項

申請者が次に掲げる場合に該当したときは、その者を選定の対象から外します。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があったとき。
- (2) 申請資格を満たしていないことが判明したとき。

7. 出店者の選定

(1) 審査方法

別表の審査基準に基づき書類審査にて獲得点数が一番高い者を選定します。

(2) 審査基準

審査は、次の審査基準により行います。

審査基準	審査の視点	配点ウエイト
1. 総合条件を満たした申請資格の有無	<ul style="list-style-type: none">・都市公園法上の公園施設 (= 便益施設) と認められるか。・申請資格を有しているか。	該当しない場合は、審査対象外とします。

* 審査基準 1 により、申請資格の有無を審査し、有資格のみ次の配点審査へと進む。



審査基準	審査の視点	配点ウエイト
2. 出店者としてのふさわしさ	・保土ヶ谷公園及び店舗の条件（コンセプト及びデザイン等）「募集に係る条件等」に一致した提案となっているか。	20点
3. 公園利用者へのサービス	・営業日、営業時間が「募集に係る条件等」に合った提案となっているか。 ・メニュー、販売品目及び価格が「募集に係る条件等」に合った提案となっているか。 ・その他、環境配慮等、優良な提案がされているか。	35点
4. 営業料	・営業料として「募集に係る条件等」を満たし、また良好な料率としているか。	30点
5. 安定的、継続的な店舗運営	・出店実績、集客実績、財務状況、業務実績体制等から安定的、継続的な店舗運営が見込めるか。 ・当該店舗の収支計画表の内容について実現性があるか。	15点
合計		100点

(4) 審査結果の通知及び公表

- ①審査結果は、申請者全員に対し、審査終了後速やかに書面にて通知します。
- ②出店者として選定された者（法人名又は個人名）を公園協会ホームページにおいて公表します。 URL：<http://www.kanagawa-park.or.jp/>

8. 選定後の手続き

- (1) 出店候補者として選定された者は、当該決定の日から速やかに契約を締結します。
- (2) 公園協会が了解した提案内容であっても、神奈川県に対し公園内出店の許可申請を行ったときに許可されない場合があります。その場合には内容を見直し、必要がある場合は後日、契約内容を一部変更します。

9. 問合せ先

(公財) 神奈川県公園協会 公園課 担当：水田 電話：045-651-0931